

創業に関する優遇措置一覧

優遇措置の内容	対象者	問合せ先
<p>会社（株式会社または合同会社）設立時の登記にかかる登録免許税の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 資本金の 0.7%→0.35% 例：株式会社の最低税額 15 万円→7.5 万円 例：合同会社の最低税額 6 万円→3 万円 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を営んでいない個人または事業を開始した日以後 5 年を経過していない個人の方で、練馬区内で会社を設立する予定の方 (既に会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外) 	<p>東京法務局 練馬出張所</p> <p>電話：03-5971-3681 備考：証明書原本が必要</p>
<p>日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の優遇</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付利率の優遇対象として、特別利率で利用することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに事業を始める方または事業開始後おおむね 7 年以内の方 	<p>日本政策金融公庫 池袋支店</p> <p>電話：0570-02735 (ヒダヤル) 備考：証明書(写し)が必要</p>
<p>東京都「創業融資」の創業支援特例の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資利率を 0.4%優遇 創業 6 か月前から申込可能(通常は 2 か月前) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を営んでいない個人の方 新たに会社を設立して創業しようとする方 創業 5 年未満の個人または会社 	<p>東京都信用保証協会 池袋支店</p> <p>電話：03-3987-5445 備考：証明書(写し)が必要</p>
<p>スタートアップ創出促進保証制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 無担保、経営者保証なしの保証制度を会社設立の 6 か月前(通常は 2 か月前)から申込可能 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を営んでいない個人の方で新たに会社を設立して創業しようとする方 	<p>東京信用保証協会 池袋支店</p> <p>電話：03-3987-5445 備考：証明書(写し)が必要</p>
<p>練馬区産業融資あっせん制度「創業支援特別貸付」の申込要件に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者負担金利 0.2%で上限 500 万円の融資のあっせんを受けることが可能 信用保証料の 2 分の 1 を補助 	<ul style="list-style-type: none"> これから事業を始める方、または開業後 1 年未満の方 区内に主たる事業所を開設すること。かつ、会社の場合は、登記上の本店所在地を区内にすること 	<p>練馬区経済課融資係 (ネリサポ施設内)</p> <p>電話：03-5984-2673 備考：証明書(写し)が必要</p>

※その他、国や東京都の創業に関する補助金・助成事業の申請要件に該当します。

創業支援制度全般のご紹介・ご案内をご希望の方はネリサポの窓口相談(無料)をご利用ください。

練馬ビジネスサポートセンター(ネリサポ) 電話：03-6757-2020